様式第八号（第十条の四関係）　　（第１面）

記入欄に書ききれない場合は、「別紙○のとおり」と記入し、別紙○を添付してください。

産業廃棄物処分業許可申請書

（記載例）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

（あて先）一　宮　市　長

申請者
〒 *491 － 0000*
住　所　*愛知県一宮市○町○丁目○番地*
氏　名　*一宮株式会社*
代表取締役　一宮　太郎
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
電話番号　*0586 － 00 － 0000*

登記事項証明書どおりに記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	*（脱水）* *汚泥※▲　以上１品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）* *（破砕）* *ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※、がれき類※* *以上２品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）* *（蛍光管の破砕）* *金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※* *以上２品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）* *＊は、自動車等破砕物を除く　※は、石綿含有産業廃棄物を除く　▲は、水銀含有ばいじん等を除く（以下同様）*
事務所及び事業場の所在地	事務所　電話番号 *愛知県一宮市○町○丁目○番地　0586 － 00 － 0000* 事業場　電話番号 *愛知県一宮市○町○丁目○番　0586 － 00 － 0000*
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	*別紙のとおり* 土地登記簿のとおりに記入してください。（住所表記ではなく地番表記となります。）
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	*所 在 地：一宮市○町○丁目○番* *全体面積：4649m²、保管面積：368m²* *種　　類：汚泥※▲、金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※、がれき類※* *なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。* *保管上限：542m³* *保管高さ：2m*
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	*汚泥ピット→ポンプアップ→脱水機* *ホッパー→磁選機→破砕機* *ホッパー→ベルトコンベア→蛍光管破砕機　構造等は別添構造図面参照。*
※事　務　処　理　欄	

（日本産業規格　A列４番）

様式第八号（第１面）別紙

・設置場所は、土地登記簿のとおりに記入してください。（住所表記ではなく地番表記となります。）
・実際に施設の設置してある地番を表記してください。複数の場合は代表的な地番としてください。

○　事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

（１）施設の種類：脱水施設
設置場所　：愛知県一宮市〇町〇丁目〇番
設置年月日：平成△年△月△日
処理能力　：汚泥※▲　8m³／日（1m³／時）
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：該当なし

申請時に施設が未設置の場合は、設置予定年月日を記入してください。

許可対象外施設については、「該当なし」と記入してください。

（２）施設の種類：破砕施設
設置場所　：愛知県一宮市〇町〇丁目〇番
設置年月日：平成△年△月△日
処理能力　：ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず※　50ｔ／日（6.25ｔ／時）*
がれき類※　50ｔ／日（6.25ｔ／時）
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：平成 13 年〇月〇〇日使用届出

産業廃棄物の種類ごとに日能力及び時間能力を記入してください。

産業廃棄物の処理施設の設置届出又は、使用届出を提出している施設については、その日付を記入してください。

（３）施設の種類：蛍光管の破砕施設
設置場所　：愛知県一宮市〇町〇丁目〇番
設置年月日：平成△年△月△日
処理能力　：金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※　８ｔ／日（１ｔ／時）*
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。
許可年月日：該当なし

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	一宮市	13720000001
	愛知県	02320000001　　02350000001
	名古屋市	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業申請中（R△△.△△.△△）

他の種類の許可を含め、許可を有している許可番号及び申請中の許可を記入してください。（一宮市許可についても記載してください。）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所

住民票どおりに記入してください。

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所
いちのみや 一宮株式会社	愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

登記事項証明書どおりに記入してください。

法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所
該当なし		

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所
該当なし	

法定代理人の欄は申請者が法人の場合は「該当なし」または空欄としてください。

役員（法定代理人が法

（ふりがな） 氏　　名
該当なし

・住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。（氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。…本町 2-5-6 のように省略しないこと。番地において、”の” の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。）
・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名（ある場合）、本籍欄に国籍を記入してください。
・ふりがなも忘れずに記入してください。
・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。（ただし、講習会の修了者には該当しません。）

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所
いちのみや　たろう 一宮　太郎	S22.2.2 代表取締役	一宮市本町二丁目５番６号 同上
おかざき　じろう 岡崎　次郎	S30.3.3 取締役	豊川市諏訪三丁目237番地 岡崎市康生通西三丁目30番地（岡崎ハイツ201号）
とよはし　さくら 豊橋　さくら	S40.4.4 執行役（津島支店長）	一宮市古金一丁目３番地 岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと　はなこ 瀬戸　花子	S50.5.5 監査役	豊橋市今橋１番地 瀬戸市見付町38番地
はんだ　さぶろう 半田　三郎	S20.6.6 相談役	半田市出口町一丁目45番地４ 半田市出口町一丁目45番地の4
きん　ひでお　こまき　ひでお 金　秀男（小牧 秀男） KIM　SOO　NAM	S30.7.7 顧問	韓国 小牧市堀の内三丁目62番地

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の総数	1,000　株	出資の額	1,000,000　円

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所
いちのみや　たろう 一宮　太郎	S22.2.2	500 株 50%	一宮市本町二丁目５番６号 同上
おかざき　じろう 岡崎　次郎	S30.3.3	200 株 20%	豊川市諏訪三丁目２３７番地 岡崎市康生通西三丁目３０番地（岡崎ハイツ 201 号）
いちのみや 一宮株式会社		200 株 20%	 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地
			 他に 5%以上の株主は存在しません。

住民票や登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
（…本町 2-5-6 のように省略しないこと）

令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
該当なし		 一宮支店には支店長等代表者を置いておりません。

登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店長を記入してください。ただし、支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記載例のとおり記入してください。また、役員が兼務する場合は、第２面に記入してください。

使用人に該当する方は、
- 本店又は支店の代表者
- 事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。

（登記されていない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該当する旨の証明書を添付してください。）

使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、一宮市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。
一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持っていても事業場等の代表者でない方や、事業場等の代表者であっても一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持たない方は講習会修了者として認められませんのでご注意ください。

備考
1　※欄 [illegible]
2　「法 [illegible] ては、該当するすべての者 [illegible] 面に記入して、その書面を [illegible]
3　「役 [illegible] れらに準ずる者をい い、株 [illegible] 務を執行する社員、取締役 [illegible] む。
4　都道 [illegible]

※手数料欄

様式第七号の１（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要を記載した書類

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

・汚泥※▲
製造事業者から発生する水処理汚泥を引き取り、脱水処分を行う。
・ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※
家屋等解体事業者から発生する石膏ボード等（石綿を含まないもの）を引き取り、破砕処分を行う。
・がれき類※
家屋等解体事業者から発生する石膏ボード等（石綿を含まないもの）を引き取り、破砕処分を行う。
・直管蛍光管（金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））
市内事業場から排出される蛍光管を引き取り、破砕処分を行なう。

＊は、自動車等破砕物を除く　※は、石綿含有産業廃棄物を除く　▲は、水銀含有ばいじん等を除く。（以下同様）

破砕後物は、製品の原料となりうる有価物については販売し、廃棄物であれば委託処分する。

２．処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分の方法	予定処分先の名称及び所在地 （処分場の名称及び所在地）
1	汚泥※▲	20m3/月	泥状	半田㈱「他５社」 半田市出口町１丁目45番地４号	脱水	岐阜㈱（焼却） 岐阜県〇〇市〇〇町〇〇番地 058-000-0000
2	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※	80ｔ/月	固形	豊川㈱（建設業） 豊川市諏訪三丁目237 （県内各工事現場）	破砕	春日井㈱（最終処分） 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
3	がれき類※	100t/月	固形	同上	同上	㈱西三河（建設業）（売却） 岡崎市明大寺本町１丁目４番地 0587-00-0000
4						春日井㈱（最終処分） 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
5	直管蛍光管（金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	80t/月	固形	新城（株）「他10社」 新城市字石名号20-1	蛍光管の破砕	春日井㈱（最終処分） 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
6	＊は、自動車等破砕物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く ▲は、水銀含有ばいじん等を除く					
7						
備考						

１日の処理能力×１月の稼働日数（様式七号の４と整合を取ること）を超えない計画とする。

処分後の残渣物の予定処分先を記入してください。有価物販売をする場合は、その販売先を記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品名（産業廃棄物の種類）」と記入してください。
なお、水銀使用製品産業廃棄物については、安定型処分場には埋め立てできません。

・産業廃棄物の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他〇社」と記入してください。
・業種指定のある品目については、排出事業者の業種も記入してください。
・混合物で搬入される場合は、「混合物（廃棄物の種類）」と記入してください。

様式第七号の２（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

３．施設の概要	・第１面の内容と整合を取ってください。 ・施設ごとにすべての施設について記入してください。
処理施設の種類	*脱水施設*
設置場所	*愛知県一宮市〇町〇丁目〇番*
設置年月日	*平成△年△月△日*
処理能力	*８ｍ³／日（0.625ｍ³／時）*
廃棄物の種類	*汚泥（水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。）* *上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。*
処理施設の処理方式及び設備の概要	*汚泥ピットより汚泥をポンプアップし、フィルタープレスにより脱水を行う。* *構造等は別添構造図面参照。*
環	*騒音対策として、低騒音型の脱水機を採用する。* *屋内において、作業を行う。* *振動の防止を図るため、防振ゴムを土台に設置する。*

この施設で取り扱う産業廃棄物の種類全てを記入してください。

設備の概要については、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付してください。

中間処理施設に付随する設備の概要について記入してください。

（日本産業規格　Ａ列４番）

様式第七号の２（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

３．施設の概要

・第１面の内容と整合を取ってください。
・施設ごとにすべての施設について記入してください。

処理施設の種類	*蛍光管の破砕施設*
設置場所	*愛知県一宮市〇町〇丁目〇番*
設置年月日	*平成△年△月△日*
処理能力	*８ｔ／日（１ｔ／時）*
廃棄物の種類	*金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※* *上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。*
処理施設の処理方式及び設備の概要	*水銀使用製品産業廃棄物である直管蛍光管（金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）をホッパーに投入し、破砕機により破砕を行う。* *処理フロー等は別添参照。*
環境保全設備の概要	*騒音対策として、低騒音型の破砕機を採用する。* *振動の防止を図るため、防振ゴムを土台に設置する。* *密閉された設備内で作業を行う。設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにする。*

この施設で取り扱う産業廃棄物の種類全てを記入してください。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理について必要に応じ、フロー図等を添付してください。

設備の概要については、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付してください。

中間処理施設に付随する設備の概要について記入してください。

※水銀使用製品産業廃棄物の処分を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置を講ずる必要があります。その措置方法が確認できるような図面等を添付してください。

（日本産業規格　Ａ列４番）

様式第七号の３（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

４．最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	*種類：安定型最終処分場　　名称：第３処分場*
設置場所	*新城市字石名号 20 番地 1*
設置年月日	*平成〇年〇月〇日*
最終処分場の規模等	*埋立面積　〇〇〇〇m²　全体面積△△△△△m²* *埋立容量　〇〇〇〇m³　残存容量　〇〇〇m³*
埋立対象廃棄物の種類	*ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※、* *がれき類※* *上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。*
構造及び設備の概要	*次の設備等の概要を記載してください。* *・囲い、門扉、立札* *・擁壁、えん堤（構造、崩壊防止措置等）* *・開渠* *・集排水設備、調整池、浸出液処理設備、地下水採取設備、ガス抜き設備* *・洗車設備、駐車場、管理事務所* *など*
放流水の水質等	*放流水の水質（項目と水質）* *放流水及び地下水の測定頻度*
その他環境保全対策	*次の対策等を記載してください。* *・廃棄物の飛散、流出防止対策* *・悪臭防止対策* *・火災防止対策* *・ねずみ、蚊、はえ等の発生防止対策* *・設備の保守点検内容* *など*

（日本産業規格　Ａ列４番）

様式第七号の４（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

５．処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

・*別添処理フローのとおり。*

処分業の行う時間を記載してください。
なお、１日の処理能力は、記載された時間数×１時間当たりの処理能力としてください。***８時間未満なら８時間分***が１日の処理能力となります。

・*処分業務を行う時間　　8:30 ～ 17:30　（ 12:00 ～ 13:00 は休憩）*

・*休業日　　土曜日・日曜日・祝日、お盆（8 月 13 日～15 日）、*
年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日）

・*処分業務の組織*

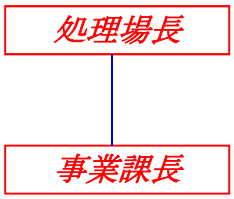

＊*許可取得後、作業員を〇名増員する予定。*

新規、変更許可等で、従業員の増員を予定している場合は記載してください。

従業員数内訳

令和 〇 年 〇 月 〇 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第６条の10で準用する第４条の６に規定する使用人	相談役、顧問等申請書の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　　計
6 人	*2* 人	*2* 人	*10* 人	人	*40* 人	人	*60* 人

（日本産業規格　A列４番）

様式第七号の５（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

６．環境保全措置の概要

(1)中間処理施設において講ずる措置

施設配置図に排水系統図を記入してください。

・*騒音対策として、低騒音型のベルトコンベアを採用する。*

・*振動の防止を図るため、防振ゴムを土台に設置する。*

・*粉じんの飛散防止を図るため、集じん機を設置するとともに、散水設備を設置し適宜散水する。*

・*地下浸透防止を図るため、全面をコンクリート張りにする。*

・*事業場内に側溝及び集水枡を設け、集水された水は沈殿分離槽にて沈殿分離を行い、用水路に放流する。沈殿分離槽にたまった汚泥は定期的に回収し、中間処理業者に処理を委託する。*

（その他の記載例）

・*水銀使用製品産業廃棄物にあっては、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう、密閉構造で破砕し、発生した水銀を集じんして吸着する装置を設置する。*

・*水銀含有ばいじん等について、大気中への水銀の揮発防止対策として、密閉構造で乾燥を行い、気体となった水銀を吸着して回収する装置を設置する。*

(2)保管施設において講ずる措置

・*地下浸透防止を図るため、全面をコンクリート張りにする。*

・*屋外で保管する産業廃棄物は、飛散防止を図るため、必ずシート掛けを行う。*

（その他の記載例）

・*廃油については、万一の事故に対応できるよう、防油堤を設け、場外への流出を防ぐ。*

・*水銀含有ばいじん等について、水銀の揮発促進防止のため、高温にさらされないよう屋内保管とし、大気中への水銀の揮発防止対策として、蓋付の容器に入れ、密閉して保管する。*

(3)最終処分場において講ずる措置

・*該当なし*

（日本産業規格　A列４番）

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条

中間処理により品目名が変わるものは、「処理後の品目名（処理前の品目名）」としてください。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産		
処分後の産業廃棄物の種類	*汚泥（水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。）上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。*	
発生量（t/月又は m³/月）	*20 m³／月*	様式第７号の１に記載した処分量と整合を図ってください。（減容、減量化されるものは、考慮してください。）
処理方法	自己処理	（処分場所）
	委託処理	（処分業者名）*岐阜㈱* （所在地）*岐阜県〇〇市〇〇町〇〇番地*
	埋立処分　海洋投入処分　中間処理　売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 *焼却処分* 一宮市許可以外の業者に委託する場合は、その業者の許可証の写しを添付してください。	
備考　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

（日本産業規格　A列４番）

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

<table>
<tr><td colspan="3">処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類</td></tr>
<tr><td>処分後の産業廃棄物の種類</td><td colspan="2">ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>発　生　量
（t/月又は m3/月）</td><td colspan="2">80ｔ／月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処　理　方　法</td><td>自己処理</td><td>（処分場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託処理</td><td>（処分業者名）
春日井㈱</td></tr>
<tr><td>（所在地）
春日井市柏井町二丁目３１番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却

中間処理、売却の場合は具体的な方法
石膏ボードについては、紙を分別した後であっても、安定型処分場では処分できません。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。</td></tr>
</table>

（日本産業規格　Ａ列４番）

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

<table>
<tr><td colspan="3">処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類</td></tr>
<tr><td>処分後の産業廃棄物の種類</td><td colspan="2">*がれき類※*
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。</td></tr>
<tr><td>発　生　量
（t/月又は m³/月）</td><td colspan="2">*廃棄物　20ｔ/月　　製品　80ｔ/月*</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処　理　方　法</td><td>自己処理</td><td>（処分場所）</td></tr>
<tr><td>委託処理</td><td>（処分業者名）
春日井㈱
（所在地）
春日井市柏井町二丁目 31 番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却
中間処理、売却の場合は具体的な方法
製品とならないものは、埋立処分を行う。
製品となるものは次のとおり売却する。
・（株）西三河（所在地：岡崎市明大寺本町１丁目４番地）に売却する。
・売却に係る契約内容は、以下のとおり。
・（株）西三河は当該物を原料として利用する。
・引渡に必要な運搬料金は約 2,000 円／ｔであるが、当社（一宮（株））がすべて負担する。
・当該物は 3,000 円／ｔで売却する。
・継続的な取引を行う。
・なお、売却できなかった場合は、春日井（株）（所在地：春日井市柏井町二丁目 31 番地）に処分を委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。</td></tr>
</table>

（日本産業規格　A列４番）

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

<table>
<tr><td colspan="3">処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類</td></tr>
<tr><td>処分後の産業廃棄物の種類</td><td colspan="2">蛍光管破砕物（金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず＊※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））</td></tr>
<tr><td>発　生　量
（t/月又は m3/月）</td><td colspan="2">80ｔ／月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処　理　方　法</td><td>自己処理</td><td>（処分場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託処理</td><td>（処分業者名）
春日井㈱</td></tr>
<tr><td>（所在地）
春日井市柏井町二丁目 31 番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却

中間処理、売却の場合は具体的な方法
水銀使用製品産業廃棄物については、水銀回収を行った後であっても、安定型処分場では処分できません。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。</td></tr>
</table>

（日本産業規格　A列４番）

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内　　訳		金　　額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		*40,000　＋　2,000／年*
	土　　地	*（賃借）1,000／年*
	事　務　所	*（賃借）1,000／年*
	処理施設	*（破砕施設）35,000* *（保管容器）　5,000*
		事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる○○業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 なお、現在、○○業を営んでいても、次の決算を迎える前に施設等の購入をしている場合は、その内容を記入してください。（決算が終わっている場合は、記載不要です。）
調達方法	自己資金	*2,000／年*
	借　入　金	*40,000*
	（借入先名）	*○×銀行* *融資証明書、返済計画は別添のとおり*
		事業の開始に必要な施設等の購入に係る借入金がある場合は、借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付してください。
	その他	
	増　　資	更新申請の場合は、事業の開始に要する資金の総額欄に「現在営んでいる○○業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 また、土地や事務所を賃借している場合は、年間の賃借料を記入してください。
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

（日本産業規格　A列４番）

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

資　産　に　関　す　る　調　書（個人用）

年　　月　　日現在

資産の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
現金預金	*現金* *普通預金*		*500* *5,000*
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土　　地	*自宅* *処理場*		*10,000* *20,000*
建　　物	*自宅* *処理場*		*5,000* *3,000*
備　　品	*パワーショベル*	*1台*	*1,000*
車　　両			
そ の 他	*選別施設*	*1基*	*5,000*
資　　産　　計			*49,500*
負債の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
長期借入金	*〇〇金融公庫*		*18,000*
短期借入金	*××銀行*		*8,000*
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負　　債　　計			*26,000*

・個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。
・青色申告している場合は、直前事業年度の貸借対照表のとおり（資産のうち事業主貸、負債のうち事業主借を除く。）に記入してください。
・白色申告している場合は、金融機関の残高証明書等（資金が確保できることを証する書類）を添付の上、その内容と整合をとってください。なお、添付いただく書類は、上記の日付現在の残高等としてください。
・土地、建物等の価格は、購入時の金額または、資産台帳、固定資産税等を参考に記入してください。また、その元となった書類を添付してください。

（日本産業規格　A列４番）

保　管　計　画　書　*(処理前)*

産業廃棄物の種類	保　管　方　法（屋内外の別、使用容器）	保管面積（m^2）	保管容積（保管上限）（m^3）	保管高さ（m）	備　考
(脱水前) *汚泥※▲*	*屋内* *ピット*	*10*	*20*	*—*	*1日当たり処理能力の2.5日分*
(破砕前) *ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず＊※*	*屋外* *野積* *(3方コンクリート壁)*	*80*	*120* *(144t)*	*2*	*〃* *2.9日分*
がれき類※	*屋外* *野積* *(3方コンクリート壁)*	*80*	*120* *(204t)*	*2*	*〃* *4.1日分*
直管蛍光管（金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず＊※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	*屋内* *専用ケース保管*	*10*	*10* *(10ｔ)*	*—*	*〃* *1.25日分*
合計 *4* 品目		*180*	*270*		*脱水2.5日分* *破砕7日分* *蛍光管の破砕1.25日分*

容積から重量に換算する際に用いる比重は県産業廃棄物適正処理指導要綱で定めたものとし、それ以外の場合は比重の根拠を明らかにしてください。

＊は自動車等破砕物を除く
※は石綿含有産業廃棄物を除く
▲は水銀含有ばいじん等を除く

所在地	管理責任者
愛知県一宮市〇町〇丁目〇番	*豊橋　さくら*

全体面積	保管面積（合計）	保管容積（合計）
4,649　m^2	*368　m^2*	*542　m^3*

（注）保管施設が複数

1事業場の合計を記載すること。
複数ある場合は、それぞれで記載すること。

保管施設の平面

科を添付すること。

保　管　計　画　書　*（処理後）*

産業廃棄物の種類	保　管　方　法（屋内外の別、使用容器）	保管面積（m^2）	保管容積（保管上限）（m^3）	保管高さ（m）	備　考
（脱水後） *汚泥※▲*	*屋外* *コンテナ（シート掛け）*	*20*	*20*	*1*	*1日当たり処理能力の2.5日分*
（破砕後） *ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず＊※*	*屋外* *野積* *（3方コンクリート壁）*	*80*	*120* *(144t)*	*2*	*〃* *2.9日分*
がれき類※	*屋外* *野積* *（3方コンクリート壁）*	*80*	*120* *(204t)*	*2*	*〃* *4.1日分*
蛍光管破砕物（金属くず＊、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず＊※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	*屋内* *ドラム缶保管（2段積み）*	*8.4*	*12* *(12ｔ)*	*—*	*〃* *1.5日分*
合計 *4* 品目		*188*	*272*		*脱水2.5日分* *破砕7日分* *蛍光管の破砕1.5日分*

＊は自動車等破砕物を除く
※は石綿含有産業廃棄物を除く
▲は水銀含有ばいじん等を除く

・保管方法：屋内・外、容器の使用（又は野積み）を明記してください。
・保管面積、保管容積、保管高さ：根拠となる図面等から導き出された数字であること。必要に応じて計算式を添付してください。
・備考欄に1日当たりの処理能力の何日分を明記してください。

※保管施設の構造、保管容積、保管高さ等には法律や要綱により規制がかかりますので、事前にご相談ください。

所在地	管理責任者
愛知県一宮市〇町〇丁目〇番	*豊橋　さくら*

全体面積	保管面積（合計）	保管容積（合計）
4,649　m^2	*368　m^2*	*542　m^3*

（注）保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。
保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

・各役員等に確認したうえで、誓約してください。
・該当した場合は、不許可となります。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（あて先）一　宮　市　長

申請者
住　所　*愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地*

氏　名　*一宮株式会社*
代表取締役　一宮 太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

申　立　書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２の２に規定する精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申立てます。

なお、上記の者に該当するおそれがあるとして、市から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出します。

記

一宮（いちのみや）　太郎（たろう）
岡崎（おかざき）　次郎（じろう）
豊橋（とよはし）　さくら
瀬戸（せと）　花子（はなこ）
半田（はんだ）　三郎（さぶろう）
金（きん）　秀男（ひでお）（小牧（こまき）　秀男（ひでお））
KIM SOO NAM

記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、一覧を記載した別紙を添付してください。

・住民票に記載されているとおりに氏名を記入してください。
（氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。）
・外国人の方は、氏名欄に、本名・本名のアルファベット表記及び通称名（ある場合）を記入してください。

（法第 14 条第５項第２号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者など）を含む。）及び令第６条の 10 に規定する使用人の氏名を全員記載し

日付は空欄で持参し、受付時に記入してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（あて先）一　宮　市　長

・法人の場合は、登記事項証明書のとおりに記入してください。
・個人の場合は、住民票のとおりに記入してください。

申請者
住　所　　愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏　名　　一宮株式会社
代表取締役　一宮　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確認先	法令名	確　認　結　果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇建設事務所 建築住宅課 〇〇〇△ 〇〇△〇－△〇－〇△〇△*	*建築基準法*	*当該事業計画は建築基準法第５１条に基づく特殊建築物の許可は不要であるとの回答であった。また、当該建物は建築確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けています。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇建設事務所 建築住宅課 〇△△〇△ 〇〇△〇－△〇－〇△〇△*	*都市計画法*	*当該事業計画は都市計画法第２９条に基づく開発行為の許可は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇建設事務所 維持管理課 〇△〇〇 〇〇△〇－△〇－〇△〇△*	*砂防法*	*当該事業計画は砂防法第４条に基づく砂防指定地内行為許可は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*同　上*	*河川法*	*当該事業計画は、 河川法第２４条に基づく土地占有許可、第２６条に基づく河川区域内における工作物の新築等の許可、第２７条に基づく河川区域内の土地の掘削等の許可、第５５条に基づく河川保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇建設事務所 維持管理課 〇〇△〇〇 〇〇△〇－△〇－〇△〇△*	*道路法*	*当該事業計画は道路法第２４条に基づく道路管理者以外の者が行う道路工事等の承認は不要であるとの回答であった。*	

注１）確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。
注２）※には記入しないでください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確 認 先	法令名	確　認　結　果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇農林水産事務所 農政課 〇△△〇 〇△〇〇－〇△－〇△〇△*	*農地法*	*当該事業計画は農地法第４条に基づく農地転用の許可が必要であったため、許可申請手続きを進め、平成〇〇年〇△月〇〇日に許可を受けました。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇県民事務所 環境保全課 〇〇〇〇 〇〇△〇－〇△－〇△△〇*	*自然公園法*	*当該事業計画地は、自然公園法第５条の規定に基づき指定された国定公園区域外であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇農林水産事務所 林務課 〇〇△〇 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*森林法*	*当該事業計画は森林法第１０条の２に基づく林地開発行為の許可及び同法第２７条に基づく保安林の解除は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇農林水産事務所 農政課 〇△△〇 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*農業振興地域の整備に関する法律*	*当該事業計画は、農業振興地域の整備に関する法律第１５条の１５に基づく農用地区域内における開発行為の許可は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇港務所 総務課 〇〇△△ 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*海岸法*	*当該事業計画は、海岸法第７条に基づく海岸保全区域の占用の許可、第８条に基づく海岸保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。*	

注１）確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。
注２）※には記入しないでください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確 認 先	法令名	確　認　結　果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	*同　上*	*港湾法*	*当該事業計画は港湾法第３７条に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇県民事務所 環境保全課 〇〇〇〇 〇〇△〇－〇△－〇△△〇*	*水質汚濁防止法*	*当該事業計画は、水質汚濁防止法第５条に基づく届出は不要であるとの回答であった。*	
令和〇〇年 〇〇月△△日	*〇〇県民事務所 環境保全課 〇〇〇〇 〇〇△〇－〇△－〇△△〇*	*大気汚染防止法*	*当該事業計画は、大気汚染防止法第６条に基づくばい煙発生施設に係る届出、第１８条に基づく一般粉じん発生施設に係る届出が必要であるとの回答であった。このため、平成〇〇年〇月〇日に届出しました。*	
令和〇〇年 〇〇月〇△日	*〇〇市役所 環境課 〇〇△△ 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*騒音規制法 振動規制法*	*当該事業計画は、騒音規制法第６条に基づく特定施設に係る届出が必要であるとの回答であった。このため、平成〇〇年〇月〇日に届出しました。*	
令和〇〇年 〇〇月〇△日	*〇〇市役所 環境課 〇〇△△ 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*〇〇市公害防止条例*	*当該事業を行う地番の用途地域としては、「準工業地域」となっている。*	

注１）確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。
注２）※には記入しないでください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確 認 先	法令名	確　認　結　果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月〇△日	*〇〇市消防本部 予防課 〇〇△△ 〇〇△〇－〇〇－△△〇〇*	*消防法、 〇△市火災予防 条例*	*廃油の保管場所が危険物の屋内貯蔵書に該当するため、許可申請手続きを進め、平成〇〇年〇△月〇〇日に許可を受けました。 廃プラスチック類の保管場所が指定可燃物の貯蔵又は取扱いに該当するため、平成〇〇年〇△月〇〇日に届出しました。*	
－	*－*	*－*	*当該事業を行う地番の用途地域としては、「準工業地域」となっている。*	

注１）確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。
注２）※には記入しないでください。